

## ○大雪消防組合表彰規程

〔平成2年4月1日  
訓令第1号〕

改正 平成15年3月19日訓令第1号 平成23年2月3日訓令第1号

（目的）

**第1条** この規程は、大雪消防組合表彰規則（平成2年規則第2号。以下「規則」という。）の施行に関し必要な事項について定めることを目的とする。

（勤続期間の計算）

**第2条** 規則第3条第1項第4号の規定に該当する者の勤続期間の算定は、次による。

- （1）勤続期間は、消防職員又は消防団員として任命された日から申請年の12月31日までとする。
- （2）1月に満たない勤続期間の端数は、1月とする。
- （3）勤続期間が中断している場合は、中断期間を除いて算定する。

（申請書の様式）

**第3条** 規則第10条に規定する表彰の申請は、次による。

- （1）功勞表彰、模範表彰、善行表彰及び一般表彰は、表彰申請書（別記様式第1号）により申請し、功績調書（別記様式第3号）を添付する。
- （2）勤続表彰は、勤続表彰申請書（別記様式第2号）により申請する。

（審査委員会）

**第4条** 規則第11条に規定する大雪消防組合表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）に委員長を置く。

- 2 委員会には、消防本部所在地の主監を充てる。
- 3 審査委員会は、必要に応じて委員長が招集し、過半数の出席をもって成立し、被表彰者の決定は、出席委員の過半数で決める。
- 4 委員長は、審査委員会の事務を総理し、会議の議長となる。
- 5 委員長に事故があるときは、委員長の指名する委員がその職務を代理する。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、会議に関係者の出席を求めることができる。
- 7 審査委員会は、諮問された事項について審査が終結したときは、管理者に対して速やかに答申しなければならない。
- 8 審査委員会の事務は、消防本部庶務課が行う。

（委任）

**第5条** この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年3月19日訓令第1号)

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月3日訓令第1号)

第1編 総規（大雪消防組合表彰規程）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

表 彰 申 請 書	
年 月 日	
大雪消防組合 管理者	殿
(申請者)	
下記の者は、大雪消防組合表彰規則に規定する（功労・善行・模範・一般） 表彰に該当する功績が顕著につき、表彰願いたく申請します。	
記	
(所	属)
(階	級)
(拝命年月日)	
住	所
ふり 氏	がな 名
生 年 月 日	
職	業

注1 1名ごとに別葉とすること。

注2 所属、階級及び拝命年月日は、消防職員及び消防団員のみ記載すること。

第1編 総規（大雪消防組合表彰規程）

別記様式第2号（第3条関係）

勤 続 表 彰 申 請 書

年 月 日

大雪消防組合  
管理者 殿

(申請者) 印

下記の者は、大雪消防組合表彰規則に規定する勤続表彰に該当し、他の模範と認められるので、表彰願いたく申請します。

所 属	拝 命 年 月 日	勤 続 年 数	階 級	ふ り が な 氏 名	生 年 月 日	備 考

別記様式第3号（第3条関係）

功 績 調 書

本 籍  
現 住 所

（所 属）

（階 級）

ふり なが  
氏 名

1 性 行

2 事 績（項目を分け、具体的に記載すること。）

注 所属及び階級は、消防職員及び消防団員のみ記載すること。